

令和7年度 第3回
加古川市地域公共交通会議

議 案 書

日 時 令和8年2月
場 所 書面協議にて

会議次第（書面協議）

1 議案

議案第1号 自家用有償旅客運送「上庄くるりん号」の更新登録について

2 報告

報告第1号 「上庄くるりん号」みとろ庄停留所の移設について

議案第 1 号

自家用有償旅客運送「上荘くるりん号」の更新登録について

道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、自家用有償旅客運送「上荘くるりん号」の有効期間の更新登録を申請することについて、委員の意見を求めます。

[協議資料]

- ・ 自家用有償旅客運送「上荘くるりん号」の更新登録について
- ・ 様式第 1 - 2 号 自家用有償旅客運送の更新登録の申請
- ・ 路線図
- ・ 自家用有償旅客運送者登録証
- ・ 関係条文（抜粋）

令和 8 年 2 月

加古川市長 岡田 康裕

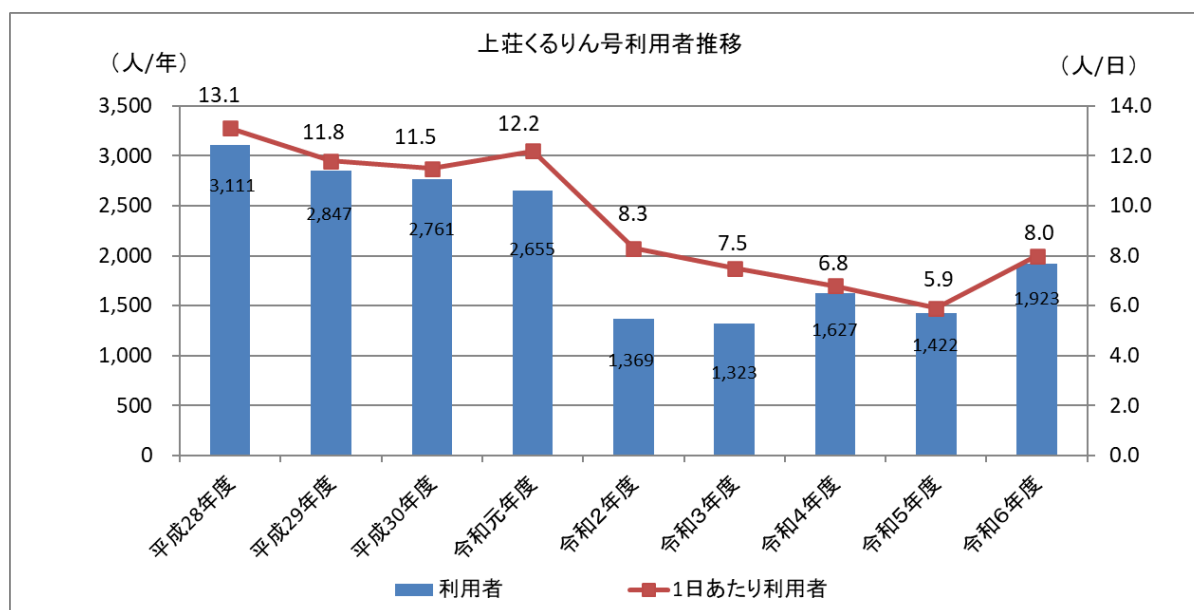
自家用有償旅客運送「上荘くるりん号」の更新登録について

自家用有償旅客運送「上荘くるりん号」の更新登録について、下記のとおり提案します。

記

1 上荘くるりん号の利用状況

(1) 利用者推移



(2) 利用状況評価

平成25年3月から運行を開始した上荘くるりん号は、平成26年3月にふぁ～みんなSHOP八幡、平成26年10月にマルアイ八幡店、平成29年4月に加古川磯病院、令和6年4月に厄神駅に延伸するなど利便性を図って参りました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発令された期間において、運休を余儀なくされたことから令和2年度及び令和3年度は利用者数が減少しております。

現在はそれ以前の水準には及ばないものの利用者数は回復傾向にあります。

2 提案理由

現在の登録の有効期間が令和8年3月30日までとなっておりますが、利用者数は回復傾向にあり、今後も継続的な利用が見込まれるため更新登録を提案します。

3 更新内容

別紙「更新登録申請書」のとおり

以上

令和 8 年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 加古川市
住 所 加古川市加古川町北在家 2000 番地
代表者の氏名 加古川市長 岡田 康裕

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 加古川市
住 所 加古川市加古川町北在家 2000 番地
代表者の氏名 加古川市長 岡田 康裕

2. 登録番号

神兵市交第 11 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送：交通空白輸送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	上荘会館	両荘市民センター	上荘会館	13.1 km	定時定路線
2	上荘会館	—	白沢寿会館	4.3 km	予約路線
3	上荘会館	厄神駅	上荘会館	8.7 km	定時定路線
4					
5					

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
上荘会館	加古川市上荘町見土呂 287 番地
加古川市役所	加古川市加古川町北在家 2000 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※	()	※ ()		※
上荘会館	保有			1 (0)		1 (0)	
	持込		※	()	※ ()		※
加古川市役所	保有			3 (2)		3 (2)	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			4 (2)		4 (2)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

住民、親族及び日常の用務を有する者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

・対価の額

区分	運賃
大人	1人1日乗車につき200円
小学生	1人1日乗車につき100円
未就学児	無料(保護者の同伴がある場合に限る。)

・割引制度

区分	内容
第1種心身障害者 (第1種身体障害者(児)、及び療育手帳A判定者)	本人及び介護者の料金が半額 (ただし、介護者の半額適用は1名に限る。)
第2種心身障害者 (第2種身体障害者(児)、及び療育手帳B1・B2判定者) 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳 所持者)	本人の料金が半額

・ 対価の支払(収受)方法

旅客は、乗車券を乗車時もしくは事前に購入することとする。

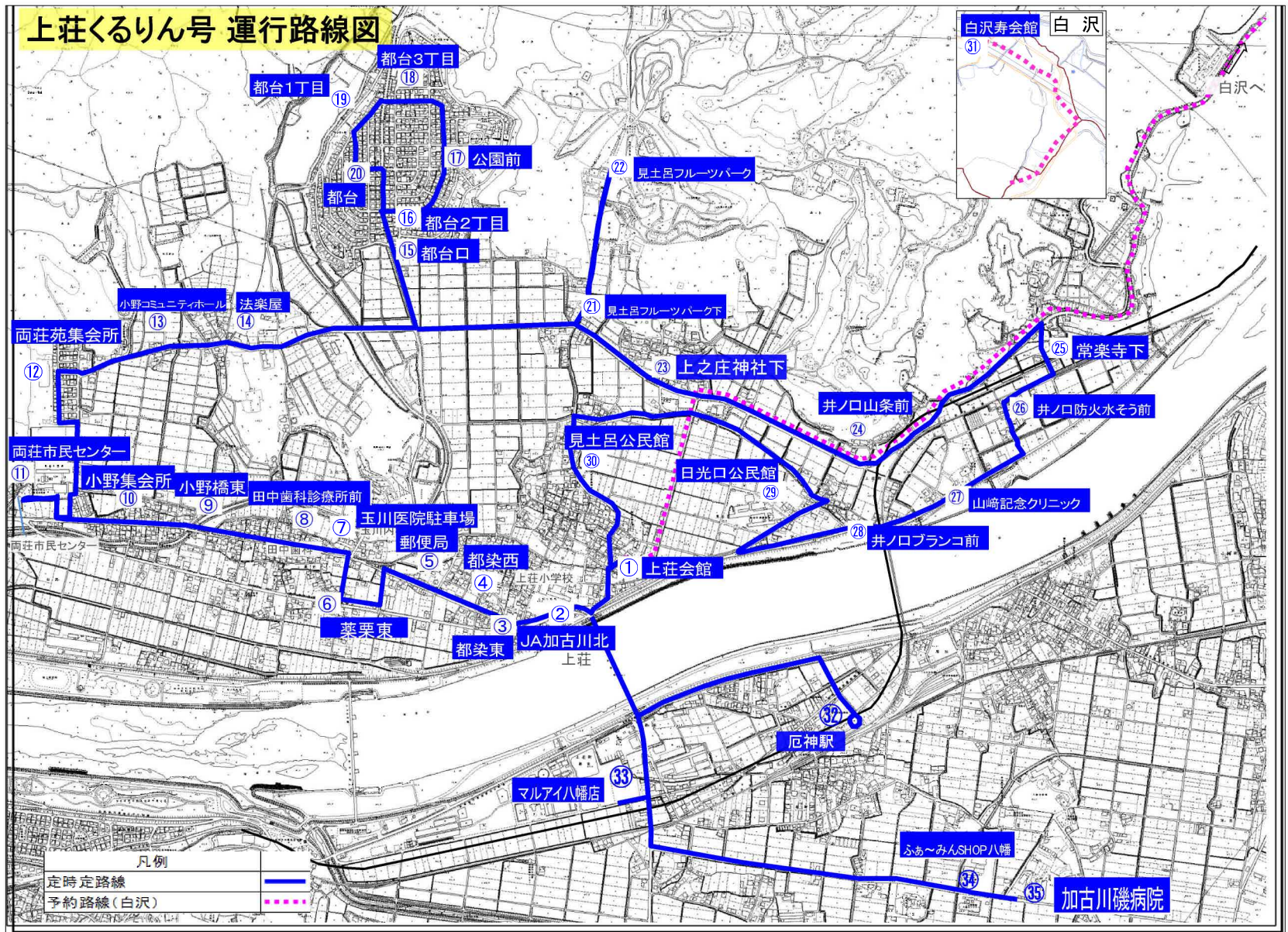
乗車券は、乗車時に運転者へ渡し、乗車日の記入を受けることとする。

当日最終降車時に乗車券を運転者へ渡すこととする。

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類



②③上之庄神社下については令和8年4月1日から利用開始

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵市交第11号

2. 登録の有効期間

令和5年3月31日

から

令和8年3月30日

3. 名称、住所、代表者氏名

加古川市

加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市長 岡田 康裕

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 運送の区域

起点:上荘会館 ~ (両荘市民センター) ~ 上荘会館

起点:上荘会館 ~ 白沢寿会館

起点:上荘会館 ~ (マルアイ八幡店) ~ 加古川磯病院

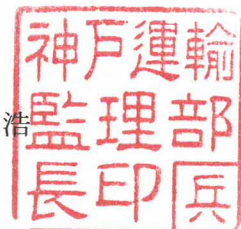
6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

令和5年3月29日

神戸運輸監理部長 田淵 一浩



○関係条文（抜粋）

道路運送法（抜粋）

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

道路運送法施行規則（抜粋）

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲
- 六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 （省略）

四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

五～十四 （省略）

報告第 1 号

「上荘くるりん号」みとろ荘停留所の移設について

令和 7 年 2 月末をもってみとろ荘が休館したことを受け、みとろ荘停留所は現在未使用となっておりますが、令和 8 年 4 月 1 日より報告資料のとおり当該停留所を移設し、利用を開始しますので報告いたします。

[報告資料]

- ・ 停留所位置図
- ・ 路線図
- ・ 時刻表

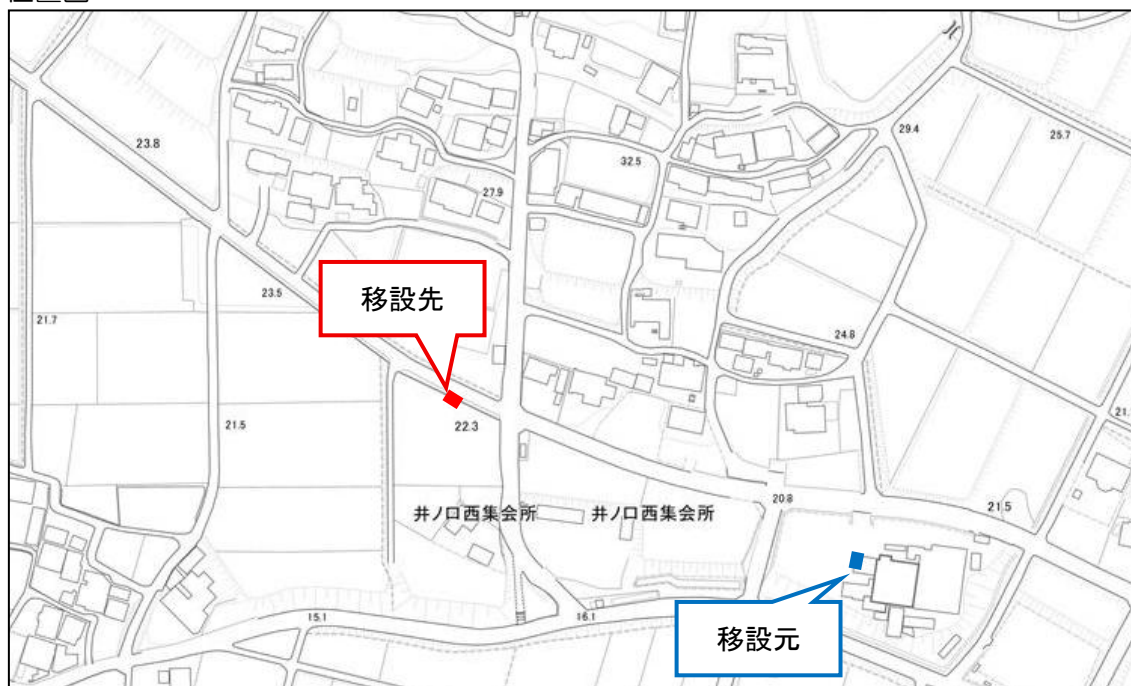
上荘くるりん号（R8年4月停留所移設）

停留所名	上之庄神社下
	加古川市上荘町井ノ口 613 番地先

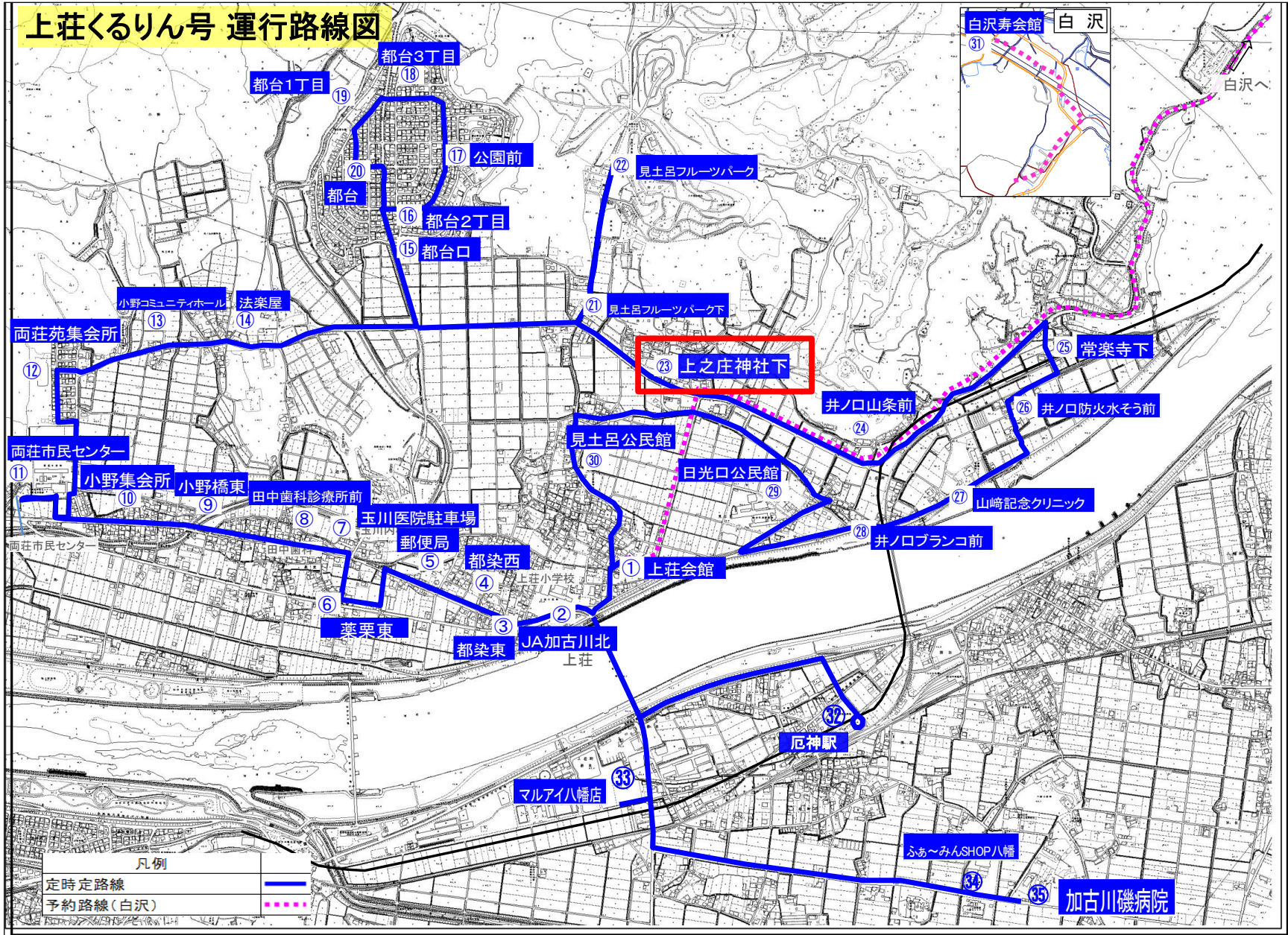
写真



位置図



上庄くるりん号 運行路線図



上荘くるりん号 時刻表

運行日：月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月6日は運行しません。）

反時計回り(左回り)			時計回り(右回り)					
No.	停留所名	第1便	No.	停留所名	第2便	第3便	第4便	第5便(予約制)
1	上荘会館	発 8:48	1	上荘会館	発 10:28	12:28	14:14	第5便(下記)は、前日までに予約のあった場合のみ運行します。
30	見土呂公民館	8:49	2	JA加古川北	10:29	12:29	14:15	
29	日光口公民館	8:51	3	都染東	10:29	12:29	14:15	
28	井ノ口ブランコ前	8:52	4	都染西	10:30	12:30	14:16	
27	山崎記念クリニック	8:54	5	郵便局	10:30	12:30	14:16	
26	井ノ口防火水そう前	8:54	6	葉栗東	10:32	12:32	14:18	
25	常楽寺下	8:55	7	玉川医院駐車場	10:32	12:32	14:18	
24	井ノ口山条前	8:57	8	田中歯科診療所前	10:33	12:33	14:19	
23	上之庄神社下	9:00	9	小野橋東	10:33	12:33	14:19	
21	見土呂フルーツパーク下	9:01	10	小野集会所	10:34	12:34	14:20	
22	見土呂フルーツパーク	9:03	11	両荘市民センター	10:38	12:38	14:24	
21	見土呂フルーツパーク下	9:04	12	両荘苑集会所	10:39	12:39	14:25	
15	都台口	9:05	13	小野コミュニティホール	10:40	12:40	14:26	
16	都台2丁目	9:06	14	法楽屋	10:41	12:41	14:27	
17	公園前	9:06	15	都台口	10:42	12:42	14:28	
18	都台3丁目	9:07	16	都台2丁目	10:43	12:43	14:29	
19	都台1丁目	9:07	17	公園前	10:43	12:43	14:29	
20	都台	9:08	18	都台3丁目	10:44	12:44	14:30	
15	都台口	9:09	19	都台1丁目	10:44	12:44	14:30	
14	法楽屋	9:10	20	都台	10:45	12:45	14:31	
13	小野コミュニティホール	9:11	15	都台口	10:46	12:46	14:32	
12	両荘苑集会所	9:12	21	見土呂フルーツパーク下	10:47	12:47	14:33	
11	両荘市民センター	9:16	22	見土呂フルーツパーク	10:50	12:50	14:36	
10	小野集会所	9:17	21	見土呂フルーツパーク下	10:51	12:51	14:37	
9	小野橋東	9:17	23	上之庄神社下	10:53	12:53	14:39	
8	田中歯科診療所前	9:18	24	井ノ口山条前	10:54	12:54	14:40	
7	玉川医院駐車場	9:18	25	常楽寺下	10:55	12:55	14:41	
6	葉栗東	9:20	26	井ノ口防火水そう前	10:56	12:56	14:42	
5	郵便局	9:21	27	山崎記念クリニック	10:58	12:58	14:44	
4	都染西	9:21	28	井ノ口ブランコ前	10:59	12:59	14:45	
3	都染東	9:21	29	日光口公民館	11:00	13:00	14:46	
2	JA加古川北	9:22	30	見土呂公民館	11:02	13:02	14:48	
1	上荘会館	着 9:24	1	上荘会館	着 11:04	13:04	14:50	
1	上荘会館	発 9:25	1	上荘会館	発 11:05	13:05	15:00	↑15:27
32	厄神駅	発 9:30	32	厄神駅	発 11:10	13:10	15:05	15:32
33	マルアイ八幡店	発 9:35	33	マルアイ八幡店	発 11:15	13:15	-	15:37
34	ふぁ～みんSHOP八幡	発 9:38	34	ふぁ～みんSHOP八幡	発 11:18	13:18	-	15:40
35	加古川磯病院	発 9:39	35	加古川磯病院	発 11:19	13:19	-	15:41
34	ふぁ～みんSHOP八幡	着 9:40	34	ふぁ～みんSHOP八幡	着 11:20	13:20	-	15:42
		発 10:03			発 11:38	13:33	-	15:55
33	マルアイ八幡店	着 10:07	33	マルアイ八幡店	着 11:42	13:37	-	15:59
		発 10:22			発 12:02	14:02	-	16:24
32	厄神駅	発 -	32	厄神駅	発 12:07	14:07	-	16:29
1	上荘会館	着 10:26	1	上荘会館	着 12:12	14:12	15:10	16:34
白沢方面は、前日までに予約のあった場合のみ運行します。			白沢方面は、前日までに予約のあった場合のみ運行します。					
1	上荘会館	発 8:33	1	上荘会館	発 -	-	15:11	16:35
31	白沢寿会館	着 8:40	31	白沢寿会館	着 -	-	15:18	16:42
		発 8:41			発 -	-	15:19	16:43
1	上荘会館	着 8:48	1	上荘会館	着 -	-	15:26	↓16:50